

個人情報保護規程

第1章 総則

第1条 (目的)

本規程は、個人情報保護に関する法律（以下「法」という）、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(以下「GL」という)等の規程の趣旨に沿って、当協会が個人情報取扱事業者として、事業遂行に際して取り扱う個人情報の適切な保護のため講ずべき事項につき、当協会が営むすべての業務を対象として具体的な基準を定め、個人情報の適正な取扱を確保することを目的とする。

(参照法令 「法」1条、
「GL」1条)

第2条 (適用範囲)

本規程は、当協会事業遂行の過程において、書面、コンピュータシステム等で取り扱われているすべての個人情報（個人データ）を対象とする。

(参照法令 「法」1条)

第3条 (定義)

- 1 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- 2 「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、特定の個人情報をコンピュータを用いて検索できるように体系的に構成したもの、またはコンピュータを用いていない場合でも、五十音順に索引を付して並べられた顧客カード等、個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索できるように体系的に構成したものであつて、目次・索引・符号等により一般的に容易に検索可能な状態に置かれているものをいう。
- 3 「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
個人情報データベース等から記録媒体へダウンロードされたものおよび紙面に出力されたもの(またはそのコピー)も含む。
- 4 「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去および第三者への提供の停止の全てに応じることのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるもの、または6ヶ月以内に消去(除更新)することとなるもの以外のものをいう。
ここで「存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

①存否が明らかになることで、本人または第三者の生命、身体または財産に危害が及ぶおそれがあるもの

②存否が明らかになることで、違法または不当な行為を助長し、または誘発するおそれがあるもの

③存否が明らかになることで、国の安全が害されるおそれ、他国もしくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれまたは他国もしくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの

④存否が明らかになることで、犯罪の予防、鎮圧または捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

5 「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者で、その事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人データによって識別される特定の個人の数合計が過去6ヶ月以内のいずれかの日に5,000を超えた者をいう。ただし、「GL」では、金融分野において個人情報データベース等を事業の用に供している者は、上記の個人情報事業者該当しなくても、個人情報の漏えい、不正流出等を防止するため、個人情報の適正な管理に関し、関係法令等を踏まえて対応することが特に求められている。

6 「個人信用情報機関」とは、個人の返済能力に関する情報の収集および与信事業を行う個人情報取扱事業者に対する当該情報の提供を業とするものをいう。

7 「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

8 「公表」とは、不特定多数の人に知らせることをいう。

9 「通知」とは、本人に直接知らせることをいう。

10 「明示」とは、本人に対して、記載された箇所が容易に分かる書面等で明確に示すことをいう。

11 「同意」とは、承諾する旨の意思表示を本人から得ることをいう。

12 「労働者等」とは、当協会に使用されている労働者および職務従事者、当協会に使用される労働者または職務従事者になろうとする者およびなろうとした者ならびに過去において使用されていた者をいう。

(参照法令 「法」2条、
「GL」2.4.8条)

第4条(個人情報保護計画の策定)

1 当協会は、個人情報を保護するために必要な「個人情報保護計画」を年1回立案・決定して、実施し、その後監査を行い、次年度に向けて見直しを行う。

2 「個人情報保護計画」には、次の事項を盛り込む。

①個人情報の利用目的特定と保護対応策

②個人データを記録したシステムや媒体の特定と保護対応策

③個人データの開示・苦情対応策

④個人情報保護のための組織

⑤研修実施計画

⑥点検・監査計画

(参照法令 「法」 3. 20. 21 条、
「GL」 10. 11 条)

第 5 条 (管理体制・責任)

- 1 当協会は個人情報保護体制を的確かつ効果的に運用するために、個人情報の入手から廃棄までのすべての段階における保護についての統括的責任と権限を有する「個人情報管理責任者」を任命する。「個人情報管理責任者」は専務理事とする。また、個人情報の担当窓口責任者として「個人情報管理者」を任命する。「個人情報管理者」は事務局長とする。
- 2 「個人情報管理責任者」は、本規程を整備し、各条項に定められた事項を遵守するとともに、個人情報管理者の補佐を受けて、事業に従事するすべての者にこれを理解させ、遵守させるための教育、研修、安全対策の計画・実施および周知徹底を行う。
- 3 「個人情報管理責任者」は、「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」に定める「個人データ管理責任者」の任を、また「個人情報管理者」は同実務指針に定める「個人データ管理者」の任を兼ねるものとする。

(参照法令 「法」 20. 21. 31 条、
「GL」 10. 11. 21 条)

第 6 条 (研修の実施)

すべての従業者は個人情報保護計画に基づき、次の研修を受けなければならない。

- ①個人情報保護法および関係法令の内容
- ②個人情報保護宣言および本規程の内容
- ③個人情報保護のための役割および責任
- ④セキュリティ管理の実施策
- ⑤個人情報の漏えい等事故が発生した場合の対応

(参照法令 「法」 21 条、
「GL」 11 条)

第 7 条 (文書・電磁的記録の管理)

本規定の適用のもとで作成される文書、帳票、チェックリスト (電磁的記録を含む) は、個人情報管理責任者の統括のもとで管理する。

(参照法令 「法」 20. 21. 31 条、
「GL」 10. 11. 21 条)

第 2 章 個人情報の特定

第 8 条 (個人情報の特定および取扱いの決定)

- 1 当協会が取得し、利用・保管する個人情報、可能なかぎり特定し、登録番号を付ける。
- 2 特定された個人情報は、各取扱規程をもとに、利用目的・管理責任者・管理方法などについて、個人情報保護計画で定め、これを遵守する。

(参照法令 「法」 2. 3. 19. 20 条等、
「GL」 2. 3. 9. 10 条)

第 3 章 個人情報の利用

第 9 条 (利用目的の特定)

- 1 当協会事業が利用するすべての個人情報について利用目的を特定する。
特定は、本人が一般的、合理的に予想できる程度に明確なものとし、次のいずれかの類型に帰属させることを原則とする。

- ① 会員保険会社の個人情報保護体制強化
- ② 当協会に対して解決の申出が行われた会員保険会社の個人情報の取扱いに対する苦情の処理

(参照法令「法」 15. 16 条、
「GL」 3 条)

第 10 条 (利用目的の公表・通知)

- 1 当協会の事業の遂行に係るすべての利用目的を、ホームページへの掲載などの継続性のある方法により公表する。
- 2 当協会の事業の遂行に際して書面で取得する個人情報については、利用目的を明示することが個人情報保護法で求められており、個人情報を記載するすべての書面（電子的方式、磁気的方式その他、人の知覚によっては認識することのできない方式で作られる記録を含む）には、利用目的を記載する。

(参照法令「法」 16. 18 条、
「GL」 4. 14 条)

第 11 条 (目的外利用の禁止)

個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲を超えて取扱わないものとする。やむを得ずかかる取扱いを行なうときは、あらかじめ本人の同意(原則として書面による。)を得る。

ただし、次の事項については例外とする。

- ① 法令に基づく場合。
- ② 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- ③ 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- ④ 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力することが必要である場合であって、本人の同意を得ることにより

当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき。

(参照法令「法」16条、
「GL」5条、
「保険業法」100条の2、
「保険業法施行規則」53条の9)

第12条 (利用目的の変更)

利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲内で行なうものとし、変更後の利用目的を公表するものとする。

(参照法令「法」15.16.18条)

第4章 個人情報の取得

第13条 (個人情報の取得)

- 1 個人情報は、当協会の業務上必要な範囲で、適法かつ公正な手段で、取得する。
- 2 個人情報を本人以外の第三者から取得するときは、①原取得者による不正取得に加担しない、②不正取得された個人情報であることを認識しつつ取得しない、の2要件を満たしつつ、本人の利益を不当に侵害しないよう慎重に対応する。
- 3 個人情報を取得した場合、あらかじめ利用目的を公表している場合を除き、速やかにその利用目的を本人に通知または公表する。

ただし、取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合は、この限りではない。

(参照法令「法」17条
「GL」7条)

第14条 (機微 (センシティブ) 情報の取得)

- 1 金融庁のガイドライン第6条に定める保健医療などの機微 (センシティブ) 情報については、原則として、取得、利用または第三者提供を行わない。
- 2 機微 (センシティブ) 情報は、下記に定める場合には、本人の同意を得て、例外的に、取得、利用、第三者提供を行うが、各号の事由を逸脱しないよう留意するとともに、特に慎重に取り扱う。
 - ①法令等に基づく場合
 - ②人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
 - ③公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のため特に必要がある場合
 - ④国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
 - ⑤源泉徴収事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体もしくは労働組合への所属もしくは加盟に関する従業員等の機微 (センシティブ) 情報を取得、利用または第三者提供する場合

⑥相続手続による権利義務の移転等の遂行に必要な限りにおいて機微（センシティブ）情報を取得、利用または第三者提供する場合

⑦保険業その他金融分野の事業の適切な運営を確保する必要性から、本人の同意に基づき、業務遂行上必要な範囲で機微（センシティブ）情報を取得、利用または第三者提供する場合

⑧機微（センシティブ）情報に該当する生体認証情報を、本人の同意に基づき、本人確認に用いる場合

（参照法令「法」3条

「GL」6条

「保険業法」100条の2、300条

「保険業法施行規則」53条の10.234条1項12号）

第15条（取得情報の正確性の確保）

取得した個人情報、利用目的の達成に必要な範囲内で、正確かつ最新の内容に保つよう努める。このため、個人データの保存期間を定め、当該期間が経過すれば消去する。

（参照法令「法」19条

「GL」9条）

第5章 個人データの管理

第16条（個人データの安全管理）

1 個人データの漏えい、滅失または毀損の防止および個人データへの不当なアクセス防止のために、関係法令等を遵守するとともに、次の安全管理措置を含む「個人データ安全管理規程」を作成し、これを遵守させる。

(1) 組織的安全管理措置

個人データの安全管理のため、個人データ管理責任者の統括のもとで、個人データ管理者を配置し、個人情報に関する苦情・相談を受付けて対応する責任者・窓口を常設し、円滑な対応を行わせ協会内責任体制を明確にする。

(2) 人的安全管理措置

個人データを実際に取り扱う部署において、個人データ管理者および取扱手順を明確にし、取扱担当者の教育の実施と監督を徹底する。

(3) 物理的安全管理措置

個人データを取り扱う部署等において、入退室管理、施錠管理等の物理的保護措置を明確に定める。

(4) 技術的安全管理措置

個人データを取扱う重要なシステムにおいて、内部および外部からのアクセス制限（ID、パスワード、専用鍵等による認証機能の発揮等）、アクセス監視など技術的な措置を講じる。

(5)利用終了後の処理

個人データの利用目的別保存期間を定め、当該期間経過後の廃棄その他の処理措置を明確にする。

(6)機微（センシティブ）情報の取扱

機微（センシティブ）情報については、取扱者を特に限定し、アクセス制御を厳しくするとともに、保存・移送の手続を限定するなど、特に慎重な取扱を行う

(7)従業者・委託先の教育・監督

(1)～(6)の措置を遵守させるべく、従業者・委託先の教育・指導・点検・監査を行うとともに、その継続的な改善に努める。

2 上記 1 の措置を具体的に実施するため、「個人データ安全管理規程」に基づき、当社全部門が、日常活動のなかで個人情報の保護を徹底できるようにする。

3 安全管理措置に関する外部からの質問に対しては、個人データ管理者がこれにあたる。

(参照法令「法」20条、内閣基本方針

「GL」10条、実務指針

「保険業法」100条の2.300条

「保険業法施行規則」53条の8.234条の11号)

第6章 従業者・委託先の研修・監督

第17条（従業者の研修・監督）

1 従業者に個人情報を取り扱わせるにあたっては、個人情報の安全管理が図れるよう、適切な内部管理体制を構築し、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行う。

2 従業者とは、当協会組織内にあって、直接・間接に当協会の指揮監督を受けて、当協会業務に従事している者をいう。

3 個人データの適正な管理のために「個人データ安全管理規程」を設け、従業者の役割・責任の明確化および従業者への安全管理義務の周知徹底、教育・訓練を行う。

4 従業者による個人データの持ち出し等を防ぐため、社内での安全管理措置の運用確認、従業者の個人データ保護に対する点検・監査制度を設ける。

5 従業者・退職者が業務に関して知りえた個人情報を第三者に知らせ、または目的外で使用しないよう、採用時および一定期間ごとに非開示契約書を締結する等の方法で監督を強化する。

(参照法令 「法」21条、

「GL」11条)

第18条（個人データ取扱委託先の監督）

1 個人データの全部または一部の取扱を外部事業者に委託する場合には、当該個人情報の安全管理が図られるよう、委託を受けた者（委託先）に対する必要かつ適切な監督を行う。

- 2 委託とは、契約の形態や種類を問わず、他の者に個人データの全部または一部を取り扱わせることをいう。
- 3 個人データの安全管理のため、委託先選定基準を定め、当該基準に従って委託先を選定する。
- 4 個人データの安全管理のため、委託先との委託契約書に盛り込む事項を定め、これに従って委託契約を締結する。
- 5 委託先における個人データの取扱いが当協会の安全基準に照らして適切であるかどうかを確認するなど適切な監査を行う。
- 6 以上の取扱いについては、「個人データ外部委託管理規程」で詳細に定める。
(参照法令 「法」22条、
「GL」12条)

第7章 個人データの第三者提供・共同利用

第19条 (第三者提供の制限)

- 1 個人データを第三者に提供するときは、第2・3項の例外的な場合を除いて、提供の目的を示したうえで、必ず、事前に本人の同意を取得する。
- 2 次に掲げる場合は、必要に応じて、本人の同意を得ずに個人データを第三者に提供する。
 - ①法令等に基づく場合
 - ②人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - ③公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人同意を得ることが困難であるとき。
 - ④国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- 3 第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項についてあらかじめ本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置いているときは、本人の同意を得ることなく、当該個人データを第三者に提供することも検討し、決定する。
ただし、本人に重大な権利利益の侵害をもたらすおそれがないか慎重に考慮する。
 - ①第三者への提供を利用目的とすること
 - ②第三者に提供される個人データの項目
 - ③第三者への提供の手段または方法
 - ④本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること

なお、②または③を変更する場合は、変更内容をあらかじめ本人に通知し、または本人が

容易に知り得る状態に置く。

- 4 次に掲げる場合は、当該個人データの提供を受ける者は、前 3 項の規定の適用については第三者に該当しないと解する。

①利用目的の達成に必要な範囲内で、個人データの取扱の全部または一部を委託する場合

②合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合

③個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨ならびに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的および当該個人データの管理について責任を有する者の氏名または名称について、あらかじめ本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置いているとき

なお、上記③の場合、共同して利用する者の利用目的または個人データの管理について責任を有する者の氏名または名称を変更する場合は、変更内容を、あらかじめ、本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置くこととする。

(参照法令 「法」 23 条
「GL」 13 条)

第 8 章 保有個人データの開示等請求への対応と個人情報への苦情対応

第 20 条 (保有個人データに関する事項の公表等)

- 1 当協会の保有個人データについては、下記事項を本人の知り得る状態に置く。

(1) 当協会名

(2) 保有個人データの利用目的

(3) 保有個人データの通知、開示、訂正、追加、削除、利用停止等の規定に基づく請求に応じる手続および手数料の額

(4) 保有個人データの取扱に関する苦情の申出先

- 2 本人から、自己が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、利用目的が明らかな場合または公表を要しない場合に該当しなければ、本人に、遅滞なく、通知する。

- 3 保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知する。

(参照法令 「法」 24 条
「令」 5 条
「GL」 14 条)

第 21 条 (保有個人データの開示)

- 1 保険契約者等から、個人情報保護法上の開示請求手続きに基づいて保有個人データの開示を求められたときは、「保有個人データの開示等請求への対応に関する規程」に従い、遅滞なく、当該保有個人データ開示に関する検討を行い、次項の①～③に該当する場合を除き、本人に対し、書面の交付等により、遅滞なく、当該保有個人データを開示する。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、その全部または一部を開示しないことがある。

①本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を侵害する場合

②当協会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼす場合

③他の法令に違反することとなる場合

3 保有個人データの全部または一部を開示しない旨の決定をしたときは、本人等に対し、遅滞なく、その旨を通知する。

(参照法令 「法」 25 条

「GL」 15 条)

第 22 条 (開示請求に応じる手続)

1 開示請求受付の方法・手続は、概要を本人の知り得る状態に置くとともに、詳細は「保有個人データの開示等請求への対応に関する規程」に定める。

2 開示請求者の本人確認、代理人確認の方法に関する十分かつ適正な手続を「保有個人データの開示等請求への対応に関する規程」に定める。

3 開示手続の平均的実費を勘案して合理的であると認められる水準の手数料を徴収することとし、「保有個人データの開示等請求への対応に関する規程」にその額を定める。

(参照法令 「法」 24.30 条

「令」 7.8 条

「GL」 14.19.20 条)

第 23 条 (保有個人データの訂正、利用停止)

1 本人から、保有個人データの内容の訂正、追加または削除 (以下訂正等という) を求められた場合には、利用目的の達成に必要な範囲において、遅滞なく事実確認等の調査を行い、必要と判断すれば、当該保有個人データの内容の訂正等を行う。

訂正等を行った場合は、本人に対し、遅滞なくその旨を通知する。

2 本人から、保有個人データを本人の同意なく目的外利用していたことまたは保有個人データが不正に取得されたことを理由として、当該保有個人データの利用の停止または消去 (以下利用停止等という) を求められた場合であって、請求に理由があると判明したときは、違反状況の是正に必要な限度で、遅滞なく利用停止等を行う。

利用停止等を行った場合は、本人に対し、遅滞なくその旨を通知する。

3 本人から、保有個人データを、本人の同意なく第三者に提供していたことを理由として、第三者への提供の停止を求められた場合であって、請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、第三者への提供を停止する。

ただし、第三者への提供停止が多額の費用を要する等の困難がある場合は、この限りでない。

4 保有個人データの全部または一部の訂正・利用停止・第三者への提供の停止等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知する。

(参照法令 「法」 26. 27 条
「令」 16. 17 条)

第 24 条 (開示等の請求に応えられない場合の理由の説明)

本人等から求められた保有個人データの利用目的の通知、開示、訂正、利用停止・第三者提供の停止等の措置の全部または一部について、その措置をとらない旨またはその措置と異なる措置をとる旨の通知をする場合は、本人等に対し、その理由を説明するよう努める。

(参照法令 「法」 28 条
「令」 18 条)

第 25 条 (個人情報への苦情対応)

個人情報の取扱いに関する苦情は、「苦情対応規程」に基づき適切かつ迅速に処理する。

(参照法令 「法」 31 条
「GL」 21 条)

第 9 章 個人情報漏えい等への対応

第 26 条 (個人情報の漏えい等への対応)

個人情報の漏えい・滅失・毀損 (以下「漏えい等」という) の事故が発生ないし判明した場合には、「漏えい・滅失・毀損時における危機管理規程」に基づき調査を行い、迅速に次の対応策を実施する。

- ① 監督当局への報告・相談
- ② 二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から漏えい等事案の事実関係を把握し、再発防止策をまとめ、これらを早急に公表する。
- ③ 漏えい等の対象となった本人に、速やかに漏えい等の事実関係等の通知を行う。

(参照法令 「法」 22 条
「GL 実務指針」 2~6 条)

第 10 章 個人データの点検及び監査

第 27 条 (点検及び監査計画の策定)

個人情報管理責任者は、「個人データの点検及び監査に関する規程」に基づき、毎年、個人情報保護のための点検及び監査計画を策定し、理事会の承認を得る。点検及び監査計画には、点検及び監査の体制・日程・方法・項目・報告様式等を盛り込む。

第 28 条 (点検及び監査の実施・報告)

個人情報管理責任者は、点検及び監査の計画に従って点検及び監査を指揮し、実施する。点検及び監査の結果は、それぞれ報告書にとりまとめ、改善計画等を添付し、理事会に提出して、その承認を得る。

(参照法令 「法」 20 条)

「GL」 10 条)

第 11 章 個人情報保護システムの見直し

第 29 条 (最高意思決定機関による見直し)

理事会は、個人情報監査報告書や経営環境の変化を勘案して、本規定を含む個人情報保護システム全般の見直しを行い、必要に応じて社員総会にはかり決定する。

(参照法令 「法」 1 条

「GL」 1 条)